

水海道二高 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン【R4年度版】

1 感染症対策

感染症対策の基本は、

①手洗い・消毒の励行 ②「3つの密（密閉、密集、密接）」を徹底的に避ける

③身体的な距離の確保および規則正しい生活

です。また、学校でクラスター（集団感染）を発生させないために、ご家庭では

①毎朝の検温と健康状態の観察 ②発熱等風邪の症状があるときは自宅休養（登校しない）

をお願いします。これらを前提に、(1)～(5)の項目について感染予防対策を示しました。

- (1) こまめな手洗い、手指消毒
 - ・昇降口や教室前に設置したアルコールでの手指の消毒、または流水と石けんでの手洗いをする。
 - ・登校時など特に外から建物内に入る時、トイレの後、昼食の前後等は、こまめに行う。
 - ・各自手洗いに適した清潔なハンカチ・タオル等を用意する。
- (2) マスク着用
 - ・教室内ではマスクの着用を基本とする。ただし、熱中症が発生する可能性が高いと判断した場合はマスクを外し、その際は、こまめな換気や生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をする。
- (3) 換気は、気候上可能な限り2方向の窓を同時に常時開放
 - ・教室の上の窓と外に面した廊下の窓は開放し、空気の流れを作る。
 - ・窓のない部屋は、入り口の開放、換気扇を用いるなどの対応をとる。
 - ・室温が上昇しエアコン（冷房）を使用する場合は、窓の一部を開放するとともに扇風機を使用して、空気の流れを作る。
 - ・冬季においては、冷気が入りこむため窓を開けづらい時期であるが、可能な限り、常時換気に努める。換気により室温を保つことが難しいことから、防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。
- (4) 毎朝の検温（登校前に自宅）と健康状態の確認（自宅・学校）
 - ・毎朝、検温及び風邪症状の確認を行い、グーグルフォームの健康観察に inputs する。
 - ・発熱等の風邪の症状がある場合には、登校せず自宅で休養する。
 - ・同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合も登校せず、自宅待機とする。
- (5) 学校内
 - ・「3密」を避けるよう行動する。
 - ・熱が通常より高い等の症状がある場合は、保護者に連絡して迎えに来てもらい自宅休養とする。その場合、他の生徒等との接触を可能な限り避けられるように別室で待機させる。

2 登下校

- (1) 公共交通機関やスクールバス利用時は マスクの着用を基本とする。
- (2) 電車やバスによる通学では、可能な限り間隔を空けて乗車し、会話を控える。スクールバス内では窓を開け、必ず換気する。
- (3) 校門、昇降口等での密集が起こらないように気をつける。

3 授業

- (1) 大声での発言や近距離での会話、発声等を避けるようにする。
- (2) 実験台・実験器具、共用の教材・教具・情報機器等は使用前に消毒する。
- (3) 体育においては、運動不足や体力の低下が懸念されるため、準備運動や整理運動を十分に行う。また、授業前後の手洗いを徹底する。
- (4) 体育の授業ではマスクの必要はないが、生徒間の距離を2m以上確保するなどして、感染リスクを回避する。
- (5) 実技を伴う授業や実習、実験においては授業前後の手洗いを徹底する。また、先生の指示に従って感染リスクを回避するように気をつける。

4 昼食

- (1) 昼食食前後に必ず流水と石けんでの手洗いを徹底する。
- (2) 食事をする際は、机を向かい合わせにせず、座席の間隔は1メートルを目安として離し、飛沫を飛ばさないよう、食事中は会話を控える。
- (3) 食事中は、マスクを外すため、机上にティッシュやハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにする等、咳エチケットを徹底する。
- (4) 購買や自動販売機を利用するときは、密集しないように注意する。

5 休み時間

- (1) 会話をする際には、一定程度距離を保ち、大声で話さないように気をつける。
- (2) お互いの体が接触するような遊びは行わないようにする。
- (3) トイレ休憩については、混雑しないように動線を示して実施するなどの工夫をする。

6 清掃活動

- (1) 床の清掃時等は、ウイルスが飛散しないように注意する。
- (2) 換気のよい状況で、マスクをした上で行う。
- (3) 掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをする。

7 図書館

- (1) 図書館利用前後の手洗い・手指消毒を徹底する。
- (2) 図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、学習活動や貸出機能を維持するよう取り組む。

8 熱中症対策

- (1) 温度や湿度などの室内環境にも配慮し、空調設備と換気を併用する。
- (2) 制服の代わりに白または紺のポロシャツ（ワンポイント可）の着用を認める。また、授業においては学校指定のジャージ（体育着）の着用を認める。
- (3) 授業中、水分補給ができるように、飲み物の持ち込みを認める。

9 学校行事

- (1) 学校行事を実施する場合は、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮する。
- (2) 感染症予防の対策を講じることが難しい学校行事は、代替方法の工夫や中止を含めて検討する。
- (3) 修学旅行等の宿泊を伴う学校行事を実施する場合は、訪問先の自治体の状況を踏まえ、延期、日程の短縮、行き先の変更等、選択肢を広げて検討する。状況によっては、中止も選択肢に入れて対応する。

10 部活動

【運動部活動】

- (1) 可能な限り感染症対策を行ったうえで実施する。
 - ・屋内で実施する場合は、こまめな換気や消毒液を設置する。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保する。
 - ・器具や用具等については使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使回しをしない。
 - ・ミーティングは、密集を避けて実施する。また、部室、更衣室等は短時間の利用とし、一斉に利用することは避ける。
- (2) 検温、健康観察を行い、風邪等の症状がある場合は参加を見合わせ、自宅で休養する。
- (3) 運動不足や体力の低下が懸念されるため、徐々に運動時間や運動強度等を増やすようにする。また、短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。くれぐれも熱中症には注意し、決して無理をしない。
- (4) 練習試合、合宿の実施については、その地域の感染拡大状況に基づいて、学校として実施の必要性を協議し慎重に判断する。

【文化部活動】

- ・文化部活動の特性を踏まえ、運動部活動に準じて実施する。

11 学びの保障

- (1) 臨時休業や出席停止等により、一定の期間生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、授業の動画配信、双方向型オンライン学習など、生徒がICTを活用して家庭学習に取り組めるように教材の作成等に努める。
- (2) 自宅学習期間においては、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話や電子メールの活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握するようにする。さらに、課題を配信する際には、生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意する。

12 学校で感染者が確認された場合の対応

- (1) 学校で感染者が確認された場合は、感染者の学校内での活動状況や地域の感染拡大状況を踏まえ学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業の措置を検討する。
- (2) 保健所及び学校薬剤師等と連携して校舎内の消毒を十分に行う。消毒できていない箇所はウイルスの生存期間を考慮して立ち入り禁止などの処置をとる。
- (3) PCR検査を受けた生徒等だけでなく、すべての生徒、教職員の健康観察を徹底する。

13 その他の事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、自分で感染リスクを避ける行動ができるようにする。とくに次の点に留意する。

- ・なぜ、その対策をする必要があるのかを考えて、主体的に行動する。
- ・免疫力を高めるため「十分な睡眠」「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心掛ける。
- ・新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染することを理解する。
- ・感染症対策では、感染源を絶つこと、感染経路を絶つこと、抵抗力を高めることの3つのポイントを踏まえ、取組を行うことが重要であることを理解する。

- (2) 教室の窓等を開放するので、貴重品を必ず持ち歩く等、貴重品の管理を徹底する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の対応に関連してわからないことや心配なことがある場合は、担任の先生に相談する。